

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	国民健康保険市町村標準事務処理システム等運用方法検討業務
発 注 課	保険企画課
選 定 事 業 者	株式会社日立製作所 北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。</p> <p>本業務は、移行のための事前作業として、上記事業者が国民健康保険中央会に提供している市町村事務処理標準システムと、国保系の収滞納機能を一体としたベンダのパッケージ（以下、「標準システム等」という。）について、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、その機能を確認したうえで、運用方法の検討及び確定をするものである。</p> <p>国が示す標準仕様に準拠したシステムについては、多くの業務で本市への提供が現時点で見込めないため、本市の現行の基幹系システムを標準化対応させる方向で検討を進めている。一方で「国民健康保険」業務については、標準システム等が唯一の本市への対応が見込める標準準拠システムとして提供が予定されている。</p> <p>この際、現行国保システム等から標準システム等への移行にあたって、標準システムの仕様を詳細に把握したうえで、業務主管課が「国民健康保険」業務の運用方法を具体的に検討し、確定させる必要がある。この業務を適切かつ期間内に実施することができるのは、標準システム等の開発・他政令市への提供を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知している上記事業者のみである。また、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和5年度に行ったRFIにおいて、上記事業者のみが国民健康保険業務において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答している。</p> <p>以上の理由から、上記事業者に本業務を委託する。</p> <p>なお、本業務は移行の事前作業にあたるものであり、移行業務の調達については別途行うものである。</p>	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
決 定 日	令和6年4月2日